

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県経済商工観光部商工金融課に到達するよう意見書を提出することができる。

令和6年1月19日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
セラビ白石  
白石市八幡町11番地1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社ジャスト 代表取締役 大場雅彦  
福島県福島市黒岩字浜井場31番地  
みやぎ生活協同組合 代表理事 尾川輝敏  
仙台市泉区八乙女四丁目2番地の2
- 3 変更しようとする事項  
(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
イ 駐車場の位置及び収容台数

### 【変更前】

施設名	位置	収容台数
駐車場	敷地東西南側・屋上（24ページ添付図4参照）	506台
合 計		506台

### 【変更後】

施設名	位置	収容台数
駐車場	敷地東西南側・屋上（25ページ添付図5参照）	300台
合 計		300台

ロ 駐輪場の位置及び収容台数

【変更前】

施設名	位置	収容台数
駐輪場	A棟南側（24ページ添付図4参照）	250台
合 計		250台

【変更後】

施設名	位置	収容台数
駐輪場	A棟南側（25ページ添付図5参照）	15台
合 計		15台

ハ 荷さばき施設の位置及び面積

【変更前】

施設名	位置	施設面積
荷さばき施設1	A棟北側（24ページ添付図4参照）	180㎡
荷さばき施設2	A棟北東側（24ページ添付図4参照）	72㎡
荷さばき施設3	A棟南東側（24ページ添付図4参照）	96.39㎡
合 計		348.39㎡

【変更後】

施設名	位置	施設面積
荷さばき施設1	A棟北側（25ページ添付図5参照）	180㎡
荷さばき施設2	A棟北東側（25ページ添付図5参照）	72㎡
荷さばき施設3	A棟南東側（25ページ添付図5参照）	60㎡
荷さばき施設4	B棟北側（25ページ添付図5参照）	15㎡
荷さばき施設5	C棟南側（25ページ添付図5参照）	15㎡
合 計		342㎡

ニ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

【変更前】

施設名	位置	施設容量
廃棄物等保管施設1	A棟内北側（24ページ添付図4参照）	56.3㎡
廃棄物等保管施設2	A棟内北東側（24ページ添付図4参照）	8㎡
廃棄物等保管施設3	B棟北側（24ページ添付図4参照）	4.25㎡
合 計		68.55㎡

【変更後】

施設名	位置	施設容量
廃棄物等保管施設1	A棟内北側（25ページ添付図5参照）	56.3㎡

廃棄物等保管施設 2	A棟内北東側（25ページ添付図5参照）	8 m <sup>3</sup>
廃棄物等保管施設 3	B棟内中央部（25ページ添付図5参照）	1 m <sup>3</sup>
廃棄物等保管施設 4	C棟内北側（25ページ添付図5参照）	1 m <sup>3</sup>
合 計		66.3 m <sup>3</sup>

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

【変更前】

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
東都クリエート株式会社	10:00	23:00
その他の小売業者	9:00	22:00

【変更後】

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
全ての小売業者	9:00	21:50

ロ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

【変更前】

施設名	駐車可能時間帯
A棟南側駐車場	8:45～23:15
その他の駐車場	8:45～22:15

【変更後】

施設名	駐車可能時間帯
駐車場	8:50～22:00

ハ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

【変更前】

施設名	出入口の数	位置
駐車場	3箇所	24ページ添付図4参照、出入口1～3

【変更後】

施設名	出入口の数	位置
駐車場	4箇所	25ページ添付図5参照、出入口1～4

4 変更の年月日

令和6年8月26日

5 届出年月日

令和5年12月25日

6 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工金融課、宮城県県政情報センター、大河原地方県政情報センター及び白石市役所

7 縦覧期間

令和6年1月19日から令和6年5月20日まで（ただし、閉庁日を除く。）

8 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県経済商工観光部商工金融課

9 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（経済産業省告示第16号）及び意見書様式を参考のこと。